

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令案 及び自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示の一部を改正する告示案について

1. 改正の背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に規定する自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式は、「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令」（昭和 45 年運輸省令第 8 号。以下「様式省令」という。）に定められている。

通常、当該申請を行う場合には、様式省令に定める様式（OCR シート）に手書きで記入して申請することとなっているが、大量に登録車両を保有する自動車関係団体等が複数の申請を一括して行う場合には、所定の形式で作成した申請情報を CD-RW に格納して申請することを認めている。

しかし、更正の登録は、光ディスクを用いた申請が認められておらず、利便性が損なわれているとの意見が申請者より寄せられている。また、今般 CD-RW の生産量の低下により市場への流通量が減少するとともに、1 枚当たりの市場価格が上昇しており、今後も安定して継続的に使用可能な DVD-RW を申請に用いたいという意見も申請者より寄せられている。

上記等の状況を踏まえ、申請者の利便性向上および運輸支局等の業務効率化を図るため、様式省令及びその細則を定める「自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示」（平成 13 年国土交通省告示第 1275 号。以下「告示」という。）について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

- ① 現在様式省令に定めている申請に用いる光ディスクの規格について、告示に規定することとする。（様式省令第 7 条及び告示関係）
- ② 光ディスクを用いた申請の対象手続に更正の登録を追加する。（様式省令第 7 条及び告示関係）
- ③ 光ディスクを用いた申請の対象様式に第二号様式及び第十号様式（更正の登録に使用する様式）を追加する。（様式省令第 7 条関係）
- ④ 申請に用いる光ディスクの規格は、産業標準化法に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X6283 に適合する情報交換用 120mm リライタブル光ディスク（CD-RW）及び日本産業規格 X6248 に適合する 120mm（4.70GB/面）DVD リレコーダブルディスク（DVD-RW）とする。（告示関係）
- ⑤ その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 7 年 4 月 1 日
施 行：公布の日